

農業振興地域の整備に関する法律第15条の2に基づく開発行為許可申請に関する事務処理要領

稚内市において農業振興地域の整備に関する法律第15条の2の規定に基づく開発行為許可申請に関する事務については、次により行うものとする。

1 許可手続

- (1) 当市の農用地区域内において開発行為を行うため許可を受けようとする者には、別紙様式1による申請書を市長に提出するものとする。
- (2) 申請書には、次に掲げる書類を添付させるものとする。
 - ア 法人にあつては、法人登記簿の謄本及び定款又は寄付行為の写し
 - イ 申請に係る土地の登記簿の謄本
 - ウ 申請に係る土地の地番を表示する図面（求積図）
 - エ 開発行為に係る土地の位置及び付近の状況を明らかにする図面（縮尺は五万分の一ないし一万分の一程度）
 - オ 開発行為が建築物その他工作物の新築、改築又は増築である場合にあつては、開発行為に係る土地における当該建築物その他工作物の位置を明らかにした図面（縮尺は五百分の一ないし二百分の一程度）
 - カ 所有権以外の権原に基づいて申請が行われる場合には、所有者の同意があつたことを証する書面、申請に係る土地が農用地で、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利又は賃借権に基づく耕作者がいる場合には、その同意があつたことを証する書面
 - キ 開発行為実施に係る資金計画書及び金融機関等の預金残高証明書又は融資証明書
 - ク 当該開発行為に関連して法令の定めるところにより許可、認可、関係機関の協議を要する場合においてこれを了しているときは、その旨を証する書面又はその写し
 - ケ 開発行為が鉱物の採掘、土、岩石又は砂利の採取の場合、次の書類
 - ① 事業計画書（採取物、採取量、採取後の採取物の用途、復元計画等がわかるもの）
 - ② 工程表
 - ③ 開発行為に係る土地の縦断図・横断図
- (3) (2)の他に必要がある場合には次の書類を添付させることができる。
 - ア 現況写真（開発行為全体が把握できるもの）
 - イ 事業計画書或いは工程表（開発行為が鉱物の採掘、土、岩石又は砂利の採取以外の場合）
 - ウ その他参考となるべき書類

2 事務の処理

- (1) 市長は、申請書の提出があつたときには、その内容を審査し、必要がある場合には現地調査を行い、法令に基づいて許可又は不許可を決定するものとする。

特に、農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第6項に基づく手続については、市長は、北海道農業会議が策定する「諮問調査作成の手引き（農振法第15条関係）」に基づく諮問調査等により、北海道農業会議の意見を聴くこととする。

なお、開発行為に係る事業の対象となる土地の一部が農地法第4条第1項、第5条第1項又は第73条第1項の規定による許可を要する土地である場合には、開発許可又は転用許可に関する処分を行うにあたって、所要の調整を行うこととする。
- (2) 市長は、開発行為後において農地から農業用施設用地になるなど農業振興地域整備計画の用途区分の変更を要する場合にはあらかじめ軽微の変更などにより、農業振興地域整備計画を変更して計画との整合性を図ることとする。
- (3) 市長は、許可又は不許可を決定したときには、指令書を申請者に交付するものとする。
- (4) 市長は、申請を却下し、申請の全部若しくは一部について不許可処分をし、又は条件を付して許可処分をする場合には、指令書の末尾に次の教示文を記載するものとする。

『〔教示〕 1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に異議申立をすることができます。

2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（前項による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、市長を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。』

3 許可審査基準及び標準処理期間

(1) 許可の可否の決定は、申請書及び添付書類の記載事項等からみて農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第4項各号に該当するものであるか否かについて審査するが、その具体的な判断は行政手続条例第5条に基づき建設産業部農政課で定めた審査基準に従い行うものとする。

(2) その他関係法令に基づく判断

都市計画法、砂利採取法等関係法令の許認可手続き等の処分を必要とする場合において、これらの処分がなされているか又は処分がされる見込みがあるか否か各法令担当部局との間で必要な調整を行うこととする。

(3) 標準処理期間

行政手続条例第6条に基づく開発行為の許可申請に対する標準処理期間は、補正に要する期間を除いた通常要すべき期間として35日間（休日を含まない）と定めているので、市長は許可書等の受理日の翌日から起算して35日以内に処分を決定するよう努めるものとする。

4 許可の条件

許可に当たっては、開発行為の履行の確実性を担保し、当該開発行為に対する土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において次のような条件を付することができる。

- ① 申請書及び添付書類に記載された計画に従って開発行為を行うこと。
- ② 開発行為の施工中において適切な防除措置を講ずること。
- ③ 開発行為を中止又は廃止する場合には、農用地としての利用を困難としないための措置及び適切な防災措置を講ずること。
- ④ 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後6か月ごとに工事の進捗状況を報告すること。
- ⑤ 許可に係る工事を完了し、又は中止若しくは廃止した場合には遅滞なくその旨を報告すること。

5 許可に当たってのその他留意事項

(1) 許可指令書の通知に当たっては、許可条件に違反した場合の不利益処分を事前に周知するため、次のような注意事項を明記することとする。

『本件許可に付した条件に違反して開発行為をし、又は偽りその他の不正な手段により開発許可を受けたことが明らかとなった場合には、農業振興地域の整備に関する法律第15条の3の規定により開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命じることがあります。』

(2) 申請に係る開発行為を行うために、都市計画法、森林法、砂利採取法等その他法令による許可、認可等を要する場合には、これら許認可の担当部局（これらの許可、認可等の権限を有する者が市長以外の者である場合にあっては、当該権限を有する者）との間で、あらかじめ所要の調整を行い、同時審査、同時処分をするよう努めること。

6 許可後の手続き

(1) 開発行為申請整理簿の記入について

市長は、許可、不許可に拘わらず申請者に通知した内容等を別紙様式6に基づく整理簿に記入し、現地調査や照会等の参考資料として保存するものとする。

(2) 開発行為の工事進捗状況報告について

ア 許可の日から3か月後及びその後6か月毎に、別紙様式3により工事の進捗状況報告の提出を求めるものとする。

イ 市長は工事進捗状況報告書を受領した後、必要がある場合は現地調査を行い、許可内容に基づく工事が履行されているか調査を行うものとする。

(3) 開発行為の完了報告について

ア 開発行為の許可を受けた工事が完了したときには、別紙様式4により完了届の提出を求めるものとする。

イ 市長は必要に応じて、許可内容に基づく工事が適切に完了されているか現地調査を行うものとする。

(4) 開発行為の中止又は廃止について

ア 許可を受けた開発行為に係る工事を中止又は廃止するときは、別紙様式5により中止（廃止）届の提出を求めるものとする。

イ 工事を中断・廃止することにより当該土地及びその周辺の農用地等に溢水等の被害を及ぼすおそれがあると認められるときには、必要に応じて現地調査を行い、災害の防止措置を求めるものとする。

7 監督処分

市長は開発行為の許可を受けた者が、許可条件に違反した場合又は偽りその他の不正な手段により許可を受けて開発行為を行った場合は、農業振興地域の整備に関する法律第15条の3に基づき必要な処分を行うこととする。

その処分については、昭和51年11月10日付け北海道農務部長通知『「農地法」「農業振興地域の整備に関する法律」の適正な執行について』に準じて対応するものとする。

8 異議申立て等

許可申請の内容等により決定された行政処分に対し、行政不服審査法に基づく異議申立て等の請求があった場合には、建設産業部農政課と連携を図りつつ対応を行うこととする。

附則

この事務処理要領は、平成19年4月1日から施行する。

開 発 許 可 申 請 書

年 月 日

稚内市長 様

申請者 住所
氏名
(名称及び代表者の氏名)

下記によって開発行為 () をしたいので、農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 2 第 1 項の規定による許可を申請します。

1 開発行為に係る土地の所在、地番、地目、面積等	土地の所在	地 番	地 目		面積	農用地利用計画で指定された用途	土地の所有者 使用収益権者
			登記簿	現況			
					m ²		
2 開発行為後の土地又は建築物等の用途							
3 工事予定年月日	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日						
4 ① 開発行為が宅地の造成、土地の開墾、農用地間における用途の変更である場合	切土又は盛土をする土地の面積	m ²	切土又は盛土の土量	切土 m ³ 盛土 m ³	地盤、土質の状況	m ²	
	土留及び法面処理の方法						
	工事中及び工事完了後の排水処理の方法						
	掘採 [採取] の方法			土地の形質を変更する面積	m ²		
	掘採 [集積等] の量			掘採 (採取、集積等) 後の土地の形状			
	掘採 [設備] の設備						
5 ② 開発行為が鉱物の掘採、土、岩石又は砂利の採取、物件の集積等である場合	工事中及び工事完了後の排水処理の方法						
	敷地面積	m ²	建築面積	m ²	建築物等の規及び構造		
6 ③ 開発行為が建築物等の新築等である場合	工事完了後の排水処理の方法						
5 農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要							
6 4 の欄に記載した措置以外の防災措置の概要							
7 資金計画及びその調達計画							
8 その他参考となるべき事項							

(記載注意)

- 1 表外のかっこ内は、例えば宅地の造成、土地の開墾、砂利の採取、鉱物の掘採、建築物の新築、工作物の改築等開発行為の種類を記載する。
- 2 4の①の「地盤、土質の状況」欄は、地盤の硬軟及び土質の砂質、粘質の別を、「土留及び法面処理の方法」欄は、例えばコンクリート擁壁を設置し、又はコンクリートで土留めをし法面は芝張りをする等と、「工事中及び工事完了後の排水処理の方法」欄は、工事中又は工事完了後の表流水、湧水又は工事用水の排水経路、排水量、排水時期及び排水のために使用する水路の用途及び規模等の点について具体的に記載し、要すれば図面に排水経路等を明示して説明する。
- 3 4の②の「掘採の方法」欄は、露天掘、階段状集積等の種別を、「掘採後の土地の形状」欄は、掘採前と同様の形状とする等と記載する。
- 4 4の③の「建築物等の規模及び構造」欄は、建築物にあつては、例えば床面積の合計〇〇㎡、鉄筋コンクリート二階建て等と、道路等にあつては、幅員〇〇m、延長〇〇m等簡明に、「工事完了後の排水処理の方法」欄には、排水の種類、排水経路、排水量、排水時期、処理の要否及び処理の方法、排水のために使用する水路の用途及び規模等の点について具体的に記載し、要すれば図面に排水経路等を明示して説明する。
- 5 「農用地等としての利用を困難にしないための措置」欄には、開発行為後の土地の用途が農用地等以外の用途である場合に、農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要を、例えば砂利採取後は埋め戻して採取前の土地の形状と同様にする等と記載する。
- 6 6の「4の欄に記載した措置以外の防災措置の概要」欄には、申請に係る開発行為により周辺の農用地等に土砂が流出又は崩壊する等により災害を発生させるおそれがある場合又は農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがある場合に、それを防止するための措置で4の欄に記載した措置以外の措置の概要を記載する。
- 7 7の資金の調達計画については、これを裏付ける資料を添付する。
- 8 8の「その他参考となるべき事項」欄には、申請に係る開発行為を行うことについて都市計画法、森林法その他の法令（条例を含む。）による許可、許可等を要する場合には、その手続きの状況を記載する。

住所
氏名 様

稚内市長 印

平成 年 月 日申請の開発行為（ ）は、農業振興地域の整備に関する法律第15条の2の規定により、次の条件を付して許可します。

(条件)

- 1 開発行為（ ）の期間は 年 月 日から 年 月 日までとし、申請書及び添付書類に記載された計画に従って開発行為を行うこと。
- 2 開発行為の施工中において適切な防除措置を講ずること。
- 3 開発行為を中止又は廃止する場合には、農用地としての利用を困難としないための措置及び適切な防災措置を講ずること。
- 4 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後6か月ごとに工事の進捗状況を報告すること。また、許可に係る工事を完了し、あるいは中止又は廃止した場合には、遅延なくその旨を報告すること。
- 5 本件許可に違反して開発行為（ ）をした場合には本件許可を取り消すことがある。

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に異議申立てをすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（前項による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、市長を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(注意事項)

本件許可に付した条件に違反して開発行為をし、又は偽りその他不正の手段により開発許可を受けたことが明らかとなった場合には、農業振興地域の整備に関する法律第15条の3の規定により開発行為の中止を命じ、又は、期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命じることがあります。

(稚内市 部 課)

工 事 進 捗 状 況 報 告 書

年 月 日

稚内市長 様

報告者 住所

氏名

(名称及び代表者の氏名)

連絡先

農業振興地域の整備に関する法律第15条の2の規定により許可を受けた開発行為の進捗状況は次のとおりですので報告します。

記

許可年月日 (番号)	年 月 日 (稚内市 指令 号)
土地の所在	
工事の進捗状況	年 月 日現在 (工事の内容) (防災上の措置)
特に報告すべき事項	

※ 「工事の進捗状況」については、土石の採取容量や工事進捗率、建築物の工事状況など具体的に記述し、提出にあたっては、現況の確認が可能な現場写真を添付すること。

完 了 届

年 月 日

稚内市長 様

報告者 住所

氏名

(名称及び代表者の氏名)

連絡先

農業振興地域の整備に関する法律第15条の2の規定により許可を受けた開発行為を次のとおり完了したので報告します。

記

許可年月日(番号)	年 月 日(稚内市 指令 号)
土地の所在	
完了年月日	年 月 日
申請時に記載した開発行為後の土地又は建築物等の用途	
開発行為完了後の土地又は建築物等の用途	
完了後特に報告すべき事項	

※ 提出にあたっては、開発行為完了後の現況の確認が可能な現場写真を添付すること。

中 止（ 廃 止 ） 届

年 月 日

稚内市長 様

届出者 氏名

住所

(名称及び代表者の氏名)

連絡先

農業振興地域の整備に関する法律第15条の2の規定により許可を受けた開発行為を、次の理由により中止（廃止）します。

記

許可年月日（番号）	年 月 日（稚内市 指令第 号）
土地の所在	
廃止（中止）年月日	年 月 日
廃止（中止）する理由	
廃止（中止）後の 防災措置	

※ 提出にあたっては、開発行為中止（廃止）後の現況の確認が可能な現場写真を添付すること。

農業振興地域の整備に関する法律第15条の2に基づく開発行為申請整理簿

整理 番号	申請年月日	申請者住所	面積 (m ²)	農用地利用計画で指定された用途	処分年月日	現地調査年月日	備考
	受理年月日		地目(現況)	開発行為の種類	指令書番号	申請・期間中・中止・完了	
	申請者氏名		開発行為後の土地 又は建築物の用途	工事開始予定年月日～ 工事完了予定年月日	許可・不許可	現地調査年月日	
	年 月 日		m ²		年 月 日	年 月 日	
	年 月 日				第 号	申請・期間中・中止・完了	
				年 月 日	許可・不許可	年 月 日	
				年 月 日	年 月 日	申請・期間中・中止・完了	
	年 月 日		m ²		年 月 日	年 月 日	
	年 月 日				第 号	申請・期間中・中止・完了	
				年 月 日	許可・不許可	年 月 日	
				年 月 日	年 月 日	申請・期間中・中止・完了	
	年 月 日		m ²		年 月 日	年 月 日	
	年 月 日				第 号	申請・期間中・中止・完了	
				年 月 日	許可・不許可	年 月 日	
				年 月 日	年 月 日	申請・期間中・中止・完了	
	年 月 日		m ²		年 月 日	年 月 日	
	年 月 日				第 号	申請・期間中・中止・完了	
				年 月 日	許可・不許可	年 月 日	
				年 月 日	年 月 日	申請・期間中・中止・完了	
	年 月 日		m ²		年 月 日	年 月 日	
	年 月 日				第 号	申請・期間中・中止・完了	
				年 月 日	許可・不許可	年 月 日	
				年 月 日	年 月 日	申請・期間中・中止・完了	